

印刷年月日：2021年05月24日  
初版年月日：1998年03月04日  
改版年月日：2016年02月26日

# 安全データシート

SDS No. 26613

## 1. 化学品及び会社情報

製品名： クリケミカル ALスーパー

会社名： 栗田工業株式会社  
住所： 東京都中野区中野四丁目10番1号 中野セントラルパークイースト  
担当部門： 品質保証部

電話番号： 03-6743-5020  
FAX番号： 03-3319-2026

緊急連絡先： クリタ関西株式会社  
緊急連絡先電話番号： 06-4391-3431  
推奨用途及び使用上の制限： 空気清浄機用アルミ電極板洗浄剤  
\* 通常のお問い合わせは、緊急連絡先へお願いします。

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

#### 健康有害性

皮膚腐食性 及び 皮膚刺激性 区分1 (A, B, Cを含む)  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分2



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
臓器の障害の恐れ

注意書き  
安全対策

保護手袋および保護眼鏡、保護面を着用すること。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

応急措置

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
皮膚に付着した場合：汚染された衣類を全て脱ぎ取り除き、皮膚を流水等で洗うこと。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズが容易に外せる場合には外すこと。  
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に連絡すること。

保管  
廃棄

このラベルの指示に従った特別処置が緊急に必要である。  
ばく露した時または気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
確実に保管すること。紛失・盗難に気をつけること。  
都道府県の認可を受けた廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：	混合物		
化学名又は一般名	化学式		含有量(%)
有機酸塩	非開示		非開示
無機塩	非開示		非開示
水酸化ナトリウム	NaOH		1~5
水酸化カリウム	KOH		1~5
アニオン界面活性剤	非開示		非開示
化学名又は一般名	化審法番号	CAS No.	安衛法番号
有機酸塩	非開示	非開示	
無機塩	非開示	非開示	
水酸化ナトリウム	1-410	1310-73-2	公表化学物質
水酸化カリウム	1-369	1310-58-3	公表化学物質
アニオン界面活性剤	非開示	非開示	

## 4.応急措置

## ◆情報◆

吸入した場合	液体品であり吸入によって急性毒性を起こすほどの危険性は極めて少ない。取扱い中に気分が悪くなった場合は、直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静・保温につとめ、速やかに医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	強アルカリ性であり皮膚に付くと強い腐食作用がある。直ちに十分に洗浄し除去しないと皮膚がただれることがある。 触れた部位を、多量の水で洗い流す。 汚染した衣服は直ちに脱ぎ、衣服と皮膚に付着した薬品を、多量の水で洗い流す。
眼に入った場合	炎症、痛みなどが残れば、医師の手当を受ける。 眼に入ると、角膜及び水晶体を腐食し、視力低下や失明のおそれがある。 直ちに、流水で15分以上洗眼し、その後必ず医師の手当を受ける。
飲み込んだ場合	口・のど・胃を腐食し、嘔吐・腹痛・下痢などを起こす。 直ぐに医師の治療を受けて下さい。もし飲み込んだ場合は、医師の指示があるまで無理に嘔吐させない。

## 5.火災時の措置

消火方法	引火点はなく、自燃性はないが、周辺火災の場合は、火元から遠ざけるか、梱包材が燃えないよう消火剤で処置する。
消火剤 使ってはならない消火剤	

## 6.漏出時の措置

漏出時の措置	大量に漏洩した場合は、できるだけ容器に回収する。 少量の漏洩の場合はウエスで拭き取り、水で洗い流す。
除去方法	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	

## 7.取扱い及び保管上の注意

【取扱い】	吸い込んだり、眼・皮膚に触れないように、保護マスク・保護眼鏡・長袖の作業衣・ゴム手袋等を着用して作業すること。 酸との混合を避けること。 使用済みの容器を飲料用、その他の用途に使用しないこと。
技術的対策 安全取扱注意事項、接触回避	
【保管】 安全な保管条件 安全な容器包装材料	使用時以外は直射日光を避け、換気のある冷暗所に密閉保管する。

## 8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度 許容濃度	設定されていない 水酸化ナトリウム： 日本産業衛生学会（2009年）最大許容濃度 2mg/m <sup>3</sup> ACGIH（2009年）TLV-STEL 2mg/m <sup>3</sup>  水酸化カリウム： 日本産業衛生学会（2005年）TLV-TWA 2mg/m <sup>3</sup> ACGIH（2005年）CEILING 2mg/m <sup>3</sup>
設備対策	(注) TLV-STEL：15分間内における平均値が越えてはならない値 (注) TLV-TWA：1日8時間、1週間40時間の労働時間内の時間加重平均暴露許容濃度の勧告値 (注) CEILING：瞬間的にでも越えてはならないピーク濃度 管理・許容濃度以上の作業環境では局所排気装置を設置する。
保護具 呼吸用保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	保護マスク着用 ポリ塩化ビニール製あるいは合成ゴム製の手袋着用 保護眼鏡着用 長袖の作業衣着用

## 9.物理的及び化学的性質

色	淡黄色～黄色微濁
形状	液体
臭い	
pH	13.0以上(20℃)
融点・凝固点	-5℃以下
沸点、初留点及び沸騰範囲	
引火点	なし
爆発範囲 上限 下限	爆発範囲上限: 爆発範囲下限:
蒸気圧	
比重	1.12～1.16(20℃)
溶解度	水:任意に溶解する
n-オクタノール／水分配係数	
自然発火温度	
分解温度	
粘度	10mPa・s以下(30℃)
CODMn量	2.6%
BOD	1%以下(参考値)
全窒素含有量(T-N)%	
全リン含有量(T-P)%	
その他データ	

## 10.安定性及び反応性

反応性  
 化学的安定性  
 特定条件下で生じる危険有害反応可能性  
 避けるべき条件  
 混触危険物質  
 危険有害な分解生成物

## 11.有害性情報

急性毒性	LD50:ラット(経口):5000mg/kg以上(成分からの推定値)より(GHS分類)区分外となる。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	強アルカリ性であり皮膚に付くと強い腐食作用がある。(GHS分類)区分1である。これは水酸化ナトリウム水酸化カリウムに起因する高pHのためである。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼に入ると、角膜を腐食し、視力低下や失明のおそれがある。(GHS分類)区分1である。これは水酸化ナトリウム水酸化カリウムに起因する高pHのためである。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
生殖細胞変異原性	
発がん性	
生殖毒性	
特定標的臓器毒性、単回ばく露	水酸化ナトリウム、水酸化カリウムの厚生労働省分類により(GHS分類)区分1→区分2(濃度限界10%未満)となる。
特定標的臓器毒性、反復ばく露	
吸引性呼吸器有害性	
その他の有害性	

## 12.環境影響情報

生態毒性	LC50:ヒメダカ(24)時間:500mg/L以上(類似品データからの推定値)
残留性・分解性	
生体蓄積性	
土壤中の移動性	
オゾン層への有害性	

## 13.廃棄上の注意

(残余廃棄物)の廃棄上の注意	本薬品を廃棄する場合は、必ず産業廃棄物処理業者に委託するものとし、地表への廃棄、埋立て、河川や下水道への放流はしないで下さい。
(汚染容器・包装)の廃棄上の注意	産業廃棄物処理認定業者に特別管理産業廃棄物(廃アルカリ)として委託し処理すること。

## 14.輸送上の注意

国際規制によるコード及び分類に関する情報

国連分類:8 国連番号:1824

容器等級  
 海洋汚染物質  
 海上輸送コード(IMDGコード)  
 航空輸送コード  
 その他

容器が破損しないようにし、水ぬれや乱暴な取扱いを避ける。

## 15.適用法令

消防法	該当なし	
毒物及び劇物取締法	該当なし	
化学兵器禁止法	該当なし	
輸出貿易管理令	該当なし	
労働安全衛生法	該当あり	
水酸化ナトリウム	法 第57条の2 通知対象物	
水酸化ナトリウム	法 第57条 名称等を表示すべき有害物	
水酸化カリウム	法 第57条の2 通知対象物	
水酸化カリウム	法 第57条 名称等を表示すべき有害物	
船舶安全法	該当あり	
水酸化ナトリウム	危告示 別表第1 腐食性物質	
水酸化カリウム	危告示 別表第1 腐食性物質	
航空法	該当あり	
水酸化ナトリウム	爆告示 別表第1 腐食性物質	
水酸化カリウム	爆告示 別表第1 腐食性物質	
港則法	該当あり	
水酸化ナトリウム	港危告示 別表 腐食性物質	
水酸化カリウム	港危告示 別表 腐食性物質	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	該当なし	
海洋汚染防止法	該当あり	
水酸化ナトリウム	法 第3条第3号 有害液体物質 Y類物質	
水酸化カリウム	法 第3条第3号 有害液体物質 Y類物質	
水質汚濁防止法	該当あり	
水酸化ナトリウム	令 第三条の三 指定物質	
水酸化カリウム	令 第三条の三 指定物質	
労働安全衛生法	該当あり	規則 第326条 腐食性液体
廃棄物処理及び清掃に関する法律	該当あり	特別管理産業廃棄物(廃アルカリ)

## 16.その他の情報

記載内容は、本シート作成時に入手可能な資料、情報、データに基づいておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証を成すものではありません。

この情報は、新しい知見に基づき改訂されることがあります。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものなので、特殊な取り扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

本シートは、日本国内法規を基準に作成したものです。

以上